

## 第 2 2 回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和 8 年 3 月 2 5 日 1 3 時 3 0 分
- 開催場所 阿南市役所 6 0 2 会議室
- 出席委員 岡久部長・遠藤裕美副部長・米山委員・南部委員・岡部委員・中村委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・竹内委員・遠藤義春委員・山本委員・湯浅委員・井出委員・尾崎委員・西野委員
- 欠席委員 幸田委員・武市委員・仁尾委員
- 村田局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第 2 7 条第 3 項により会議の有効性を報告
- 岡久部長 それでは第 2 2 回農地部定例会を始めさせていただきます。本日の議事録署名者は見能林地区の吉岡委員と西野委員にお願いします。  
最初に、前回の地区付託について、事務局からの報告をお願いします。
- 事務局 前回の地区付託につきまして、ご報告いたします。この案件は、徳島市内に本社がある〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇番外 4 筆、合計面積〇〇〇〇〇㎡について農地中間管理機構を利用した使用貸借する事案でございますが、地元委員により、耕作を継続することに疑義ありとして、地区付託となっております。
- 前回の部会后、2 月 2 5 日に中間管理機構を通して聴き取りを行った結果、貸付人と〇〇〇〇〇の代表社員が親子関係であることが判明し、貸付人の農機具や農業上の拠点については、貸付人の住所にて行うことがわかりました。このことを踏まえ同日、2 月 2 5 日に那賀川地区委員の承認をいただきました。以上、ご報告いたします。
- 岡久部長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。  
第 1 号議案 非農地証明願について  
第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
第 4 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について

議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。

米山委員

それでは椿地区からご報告します。椿地区は3月19日に福井公民館にて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

岡久部長

次に、福井地区をお願いします。

南部委員

それでは福井地区からご報告します。福井地区は3月19日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

岡久部長

次に、橘地区をお願いします。

岡部委員

それでは橘地区からご報告します。橘地区は3月19日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

岡久部長

次に、新野地区をお願いします。

中村委員

それでは新野地区からご報告します。新野地区は3月23日に新野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次、桑野地区お願ひします。

遠藤裕美副部長 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は3月19日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6から7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次、見能林地区お願ひします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は3月19日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7から8ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次、富岡地区お願ひします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は3月19日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、ナンバー7については、不耕作地であり、今後借受人が耕作をすることに疑義があり、耕作をする気があるか確認したいことから、継続審議相当としそれ以外については許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、ナンバー17については、申請地の上部に営農型太陽光発電

施設があり、更新申請の事前協議が続いております。事務局の話では来月の部会までには書類等がそろそろと聞いております。営農型太陽光発電施設の申請と見比べて審議したいと考え、継続審議とし、それ以外については許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、宝田地区お願いします。

竹内委員 宝田地区は議案ございません。

岡久部長 次に、長生地区です。

それでは長生地区からご報告します。長生地区は3月23日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8から9ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、中野島地区お願いします。

遠藤義春委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は3月23日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9から10ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、大野地区お願いします。

山本委員 大野地区からご報告します。大野地区は3月18日に大野公民館上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の2から3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10から11ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、加茂谷地区お願ひします。

湯浅委員 加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は3月17日に事務局にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、那賀川地区お願ひします。

湯浅委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は3月18日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の11から12ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、羽ノ浦地区お願ひします。

村田局長 次に、羽ノ浦地区よりご報告します。羽ノ浦地区は3月23日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4から5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。お願ひします。

岡久部長

それでは、各地区からご報告いただきましたが、事務局から、第2、3、4号議案について報告があるようなので、説明をお願ひします。

事務局

失礼します。

議案書2ページ、第2号議案、ナンバー1についてですが、譲受人が法人となっておりますが、この法人は、農地所有適格法人の有資格法人でございます。また、この法人については、橘地区で最も多く耕作しており、地区の主たる農業経営体でございます。

次に同議案、ナンバー7についてですが、竹内委員より報告がありましたが、現在不耕作地です。土質は砂地なので、新規就農計画書通り、サツマイモの栽培としては適地と思われませんが、親子とはいえ使用貸借権を設定して耕作を続けることに疑義がございます。本来であれば、受け手側に耕作放棄地がなく、耕作放棄地を取得する場合は、取得については問題ございません。しかし、今回の議案については、貸し借りとはいえ親子間の貸し借りであり、元々不耕作である認識は借り人としても知っていると思われまふ。既に行政書士を通じて耕作する気があれば、早急に耕作をするよう指示をしております。

次に議案書4ページ、第3号議案、ナンバー1と2及び3についてですが、先日3月24日に会長・職務代理者・現地調査推進員・地区の農業委員・推進委員と事務局で現地調査を行い、問題ないと回答を得ております。

最後に、議案書8ページ、第4号議案、ナンバー17についてですが、この件についても、既に竹内委員より報告がありましたが、申請地の上部に営農型太陽光発電施設がございます。現在、長くなっておりますが更新申請の事前協議中でございます。ようやく書類もそろいつつあり、来月の部会までには揃いそうです。地区の要望として、営農型太陽光発電施設の5条申請書一式と中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画と同時に審議することは、違和感はないと思われまふ。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

岡久部長

それでは、ご意見、ご質問がありましたら発言願ひします。

阪井委員

議案書3ページ、第2号議案、ナンバー12と議案書4ページ、第3号議

案、ナンバー7について譲渡人と譲受人が同じだが、農地法3条と農地法5条となっているが、理由はあるのか。

事務局           ご指摘のとおり、この2件については、譲渡人と譲受人が同じです。まず、農地法第5条の理由について説明します。譲受人は、車で自宅に進入するための道が無く、近くの貸し駐車場を借りて、里道を使って歩いて行き来していました。不便であるということから、譲渡人より既存里道を拡張し車が出入りできることと自家用の駐車場のために、第5条申請をしました。第3条については、その残地であり、申請者としては、自宅付近であり家庭菜園をする予定です。

阪井委員           議案書6ページ、第4号議案、ナンバー9について、借受人が法人となっているが、農地所有適格法人などの資格は持っているか。

事務局           この法人につきましては、少なくとも阿南市では農地所有適格法人ではございません。皆様ご存知とは思いますが、この法人はリース業をメインにしております。そのメインの収益が農業収益より圧倒的に多いと見込まれます。よって、適格化法人にはなれないと思われま。

この法人の件につきましては、徳島県農業会議より報告があり、6月頃に、農業専用の別法人を立ち上げると聞いております。この場合につきましては、農地所有適格法人に認定される可能性はございます。

また、この法人については、地元紙で報道がありましたが、農業分野に力を入れると聞いております。阿南市では、この案件は第1弾となります。

阪井委員           この法人は地元紙によると耕作放棄地対策をすると記載があったが、この案件はそれに該当するのか。

事務局           この案件は放棄地ではございません。

阪井委員           では、この法人に頼めば放棄地を耕作してくれるのか。

事務局           要相談かと思われま。

岡部委員           同じ案件だが、この場所にはハウスが既に建っているのか。

事務局           このご質問については、森委員がご存知かと。

森委員           元々貸付人がハウスミカンをしていた土地です。高齢となりやめようとし

ていたところ、今回の話しとなった。

岡久部長 それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ここで議長を遠藤裕美副部長に交代し、質問・採決を行いたいと存じます。遠藤副部長よろしく願います。

遠藤裕美副部長 それでは、農業委員会等に関する法律第16条第8項に基づき岡久部長に代わりまして議長を務めさせていただきます。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、まず、委員案件であります6ページの第4号議案、ナンバー4については、〇〇〇〇〇〇案件、8ページの同議案、ナンバー20については、〇〇〇〇〇〇案件となります。この分についてのご意見、ご質問がありましたら挙手のうえ、発言願います。

(意見なし)

遠藤裕美副部長 それでは、この案件について採決をしたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇には採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇 退室)

遠藤裕美副部長 議事を再開します。

それでは、第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画について、ナンバー4、20の〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の案件について、承認してよろしいか。

一同 異議なし

遠藤裕美副部長 異議がございませんので、この案件について、承認いたします。退室した〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇 入室)

遠藤裕美副部長 退室されておりました、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇へ先ほどの案件については承認されたことを報告いたします。それでは議事を再開するにあたり、議長を岡久部長と交代いたします。

岡久部長 それでは、議事を再開します。

委員案件以外のそれぞれ各案件について、ご質問がありましたら発言願います。

(意見なし)

岡久部長

はい、ほかに意見もないようなので、採決に入りたいと思います。

先ほどの委員案件以外の内、第2号議案ナンバー7と第4号議案ナンバー17については継続審議とし、それ以外の案件について一括して承認してよろしいか。

一同

異議なし

岡久部長

はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

村田局長

報告します。今回の第22回農地部定例会の内、第2号議案ナンバー7、第4号議案ナンバー17については地区付託とし、その他の第1号議案から第4号議案は、全て承認です。

岡久部長

ただいま事務局より報告のあったとおり決定してよろしいか。

一同

異議なし

岡久部長

それでは、報告のあったとおり決定します。

岡久部長

以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

(特になし)

岡久部長

はい、他にはないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局

(阿南市農業委員会事務局設置規定の一部を改正する訓令についての説明)

岡久部長

何か意見はございますか。

(意見なし)

岡久部長 承認してよろいか。

(一同異議なし)

岡久部長 それでは、訓令の変更を承認します。  
ほかにございませんか。

岡久部長 以上をもちまして、第22回農地部定例会を閉会いたします。次回は、4月27日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会